第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な予報(注意報を含む。)、警報<u>及び特</u>別警報並びに情報等の伝達及びその他の情報の収集等については、この計画によるものとする。

第1節 予報 (注意報を含む。)、警報<u>及び特別警報</u>並びに情報等の 伝達計画

1 予報(注意報を含む。)、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1) 注意報発表基準

(1) 11.	B 拟元42		
風	雪	(平均風速)	10m/s以上 雪による視程障害を伴う
強	風	(平均風速)	12m/s以上
		1時間雨量	30mm以上 <u>(平坦地以外)</u>
大	雨	3時間雨量	50mm以上 <u>(平坦地)</u>
※ 1		土壤雨量指数基準	<u>117</u> 以上
洪	水 _	(流域雨量指数基準)	流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上
※ 2			
大	雪		30cm以上
(現地の	12時間降	雪の深さ)	
	ير آ		落雷等により被害が予想される場合
乾		燥	最小湿度30%以下で、実効湿度60%以下
濃	霧	(視 程)	陸上200m以下
A Z	育	(最低気温)	3°C以下
2.	د		ア 24時間降雪の深さ30㎝以上
な	/	ご れ	イ 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
		5月~10月	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
低	温	(平均気温)	
		11月~4月	平年より8℃以上低い
		(最低気温)	
着		雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融	雪	(雨量、融雪量)	24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が70mm以上

- ※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。
- ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。

[滝川防] 31

(2) 警報発表基準

暴		il	平均風速	18m/s以上
暴			平均風速	16m/s以上。雪による視程障害を伴う
涿		=	十均風壓	10Ⅲ/5以上。 目による沈住牌音で仕り
大	Ī.	<u> </u>	1時間雨量	50mm以上 <u>(平坦地以外)</u>
※ 1			3時間雨量	80mm以上 <u>(平坦地)</u>
洪	水	\	流域雨量指数基準	熊穴川流域で5以上
※ 2				
記錄	录的短時間			
大雨	 同情報基準	隹	1時間雨量	80㎜以上
※ 3				
大	雪	.	現地の12時間降雪 の深さ	50cm以上
			マンボで	30CIII 2X II.

- ※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。
- ※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。
- ※3 「記録的短時間大雨情報」とは、大雨・警報が発表されている期間中、<u>数年に一度程度</u> しか発生しないような短時間の大雨を観測または解析したときに府県気象情報の一種とし て発表される情報。

(3) 特別警報発表基準

暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発 表される。
<u>暴風雪特別警報</u>	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発 表される。

2 予報(注意報を含む。)、警報及び特別警報並びに情報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する気象、水防等に関する予報(注意報を含む。)、警報<u>及び特別警報</u>並びに情報等の伝達方法は、予報(注意報を含む。)、警報<u>及び特別警報</u>並びに情報等伝達系統図(別図)に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

(1) 注意報、警報及び特別警報は、通常の勤務時間中は総務部総務課防災危機対策室が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。

32 〔滝川防〕

(2) 注意報、警報及び特別警報を受理した場合は、気象情報等受理簿に記載し、直ちに総務課 防災危機対策室長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。

子報	(注意報を含む。)	警報及び特別警報並びに情報等の伝達責任者一覧	
J TIX		/ \		

伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内関係各部課	防災危機対策室長	口頭・庁内放送	
庁外関係各課等	"	電話・口頭	
滝川地区広域消防事務組合消防本部	II.	IJ	
関係機関・団体	II.	IJ	
町内会長	市民生活部長	IJ	広報車
保育所	保健福祉部長	IJ	
各学校・幼稚園	教育部長		小・中・高等学校

(3) 夜間、休日等において宿日直業務員が予報(注意報を含む。)、警報<u>及び特別警報</u>並びに情報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については防災危機対策室長(不在のときは、総務課長)に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策室長に提出するものとする。

ア 気象警報・特別警報等

暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪

イ その他

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに防災危機対策室長 (不在のときは、総務課長)に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策室長に提出するものとする。

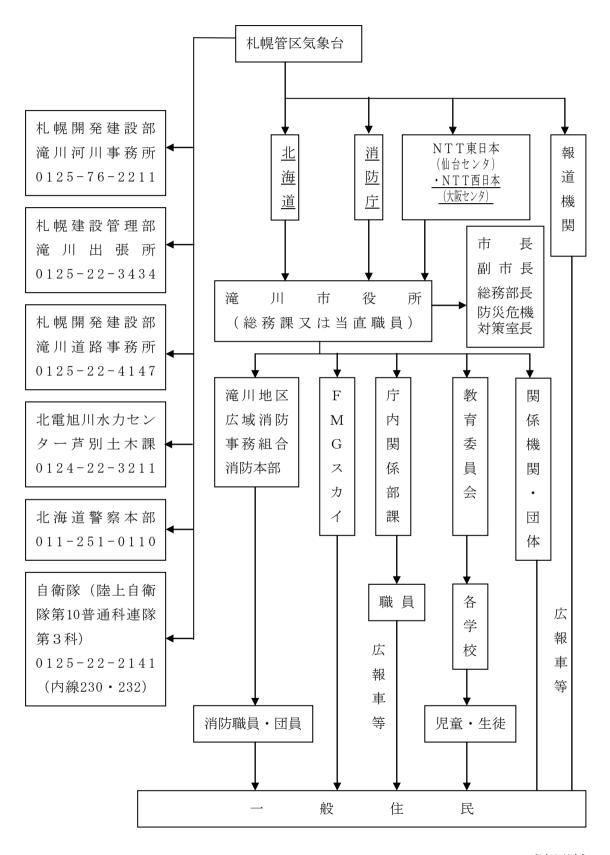
気象情報等受理簿

		(決	裁 欄)		受	
予報(注意報						
を含む。)、 警報 <u>及び特別</u> <u>警報</u> 並びに情					理	
<u>青報</u> 並びに開 報の種別					事	
発令日時	•	:	受	信方法	<i>+</i> #	
受信日時	•	:	電話 • 無	無線 ・ その他	項	
発信者			受信者			

〔滝川防〕 33

別図

予報(注意報を含む。)、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図



34 〔滝川防〕